

質問書に対する回答 2

件名	令和7年度 関東支社車両メンテナンスリース契約
----	-------------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	締結する契約書に関して	仕様書内各所に「契約書第●条第■項」と締結するリース契約書について記述がございます。契約書約款や記載内容を事前確認したく、契約書ひな形の提供をお願いいたします。	契約締結時に使用するリース契約書は下記リンク先のとおりです。 https://www.enexco.co.jp/assets/pdf/bids/doc_download/standard/r0704/article04.pdf
2	仕様書4-3:ボディカラーについて	「ボディカラーについては、費用の生じるメーカーオプション以外のボディカラーを契約締結後、別途指定する」とあります。 ①基本となるボディカラーは何色でしょうか。（例：白、シルバーなど） ②指定色塗装があるということでしょうか。 ③どのような塗装を予定していますか。（例：全塗装、特定箇所の部分塗装など） ④指定色塗装にかかる費用精算はどのようにするべきでしょうか。	①仕様書4-3に記載のとおり、契約締結後に別途指定します。 ②③④当該車両に用意されている、追加費用の発生しない標準設定カラーを指定させていただきます。
3	4-4-(4) リース車両の引渡し	様式第2号（納品書）は、何時、誰が、誰に提示するのでしょうか。当該様式は双方の捺印が必要でしょうか。	仕様書4-4(4)に記載のとおり、原則として、納車希望日までに、受注者が、指定者に提出してください。 なお、捺印は不要です。
4	4-4-(4) リース車両の引渡し	「ただし、(5)を除くやむを得ない事由により別紙第1の納車希望日までに納車できない場合は、納車できるまでの間、当該車両と同等以上の7-9に定める代車を指定者に無償で提供しなければならない」とあります。 (5)を除くやむを得ない事由とは、どのような事由を想定していますか。	受注者の調整不足など、受注者の責における納車遅れを想定していますが、実際に発生した場合は、別途協議いたします。
5	5-5-1: リース料に含むもの	「別紙第3：（自動車環境管理報告書作成）仕様書11に定める各自治体の条例等で定める報告書作成経費」はリース料に含めることができない為、別途精算を許諾いただけますでしょうか。	仕様書別紙第3に記載のとおり、各自治体の条例等で定める報告書作成経費は、リース料に含めるものとしていますので、別途精算は応じられません。
6	5-5-3: 総括責任者、指定整備工場及び保守責任者の指定	指定整備工場の統括責任者、保守責任者の指定、届出を変更を含め都度提出しなければならないが、絶対条件になりますでしょうか。	仕様書5-3に記載のとおり、統括責任者、指定整備工場及び保守責任者を指定または変更した場合も、様式第4号により発注者へ提出するものとしております。

質問書に対する回答 2

件名	令和7年度 関東支社車両メンテナنسリース契約		
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
7	5-5-3:総括責任者、指定整備工場及び保守責任者の指定	<p>「また、指定整備工場は、メーカーまたはディーラーの直営店とする。ただし、本仕様書「7 保守等の実施内容」を満たせない場合は、この限りではない」とあります。</p> <p>貴社車両の整備ノウハウを保有する現在の指定整備工場の情報提供をお願いいたします。</p>	別契約にて受注者が指定している整備工場の情報のため、提供できません。
8	6-6-1:リース料	<p>「受注者は、当月のリース料について、様式第5号を添付した請求書を作成し、発注者に提出するものとする。なお、提出期限は、翌月10日とし、その日が発注者の休業日（土、日及び祝日をいう。）の場合は、翌営業日とする。発注者は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に受注者へ支払うものとする」とあります。</p> <p>指定請求明細書の作成が必要でしょうか。弊社所定請求明細書は使用不可でしょうか。</p>	仕様書様式第5号の欄外に記載のとおり、必須項目の記載があれば受注者所定の請求明細書でも構いません。ただし、詳細な記載内容については、契約締結後に別途協議の上決定いたします。
9	7-7-6:タイヤの保管	<p>「リース車両に装着していないラジアルタイヤ又はスタッドレスタイヤ（ホイールを含む）は、受注者が保管する。指定者は、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に受注者へ支払うものとし、支払方法については、6-2と同様とする」とあります。</p> <p>本文中の請求書とは、どのような請求を指していますか。</p>	設計図書に誤りがありましたので、交付図書を訂正します。
10	7-7-8:リース料に含まない項目の実施	別紙第4に記載する「リース料に含まないもの」のうち、どの項目を対象としていますか。	仕様書別紙第4に記載する項目全てが対象ですが、実施が必要となった場合には、仕様書様式第6号により具体的な項目を通知します。
11	11:環境関連事項	<p>「受注者は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に定める自動車使用管理計画・実績報告書その他関係法令に定める環境対策に関する実績データを、各都道府県指定の報告様式にあわせ作成し、発注者へ提出することとする」とあります。</p> <p>弊社にて提供可能なデータに限りがあり、対応にあたり事前協議させていただきますが、了承いただけますか。</p>	仕様書11に記載のとおり、自動車使用管理計画・実績報告書その他関係法令に定める環境対策に関する実績データを、各都道府県指定の報告様式にあわせ作成し、発注者へ提出することとしています。なお、発注者が提供しなければならない情報等がある場合、事前に協議をいただこうとお願いいたします。
12	13-31-2:リース料の精算	中途解約時のリース料日割計算での精算は出来ない為月額リース料での精算となります。別途協議させていただきますが、了承いただけますか。	仕様書13-2に記載のとおり、リース料に1ヶ月に満たない日がある場合は、リース料を日割計算により精算することとしています。